

平成28年度 第4回

魚沼市農業委員会総会議事録

平成28年7月

魚沼市農業委員会

別紙 1

平成28年度第4回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 27名 定員 29名
欠席 3名 欠員 2名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
	○	1	中澤正規	
○		2	目黒隆弥	
○		3	関武雄	
○		4	馬場公雄	
○		5	八木修司	
	○	6	横山史子	
		7		
○		8	蕪澤芳子	
○		9	大島強喜	
○		10	佐藤正喜	
○		11	佐野彰	
○		12	櫻井貞夫	
○		13	櫻井信夫	
○		14	田中正雄	
○		15	阿達正	
○		16	森山武郎	
○		17	小島祐治	
○		18	桑原正文	
○		19	小岩勇	
	○	20	星野貞樹	
		21		
○		22	高橋日出子	
○		23	小幡悦男	
○		24	橘精一	
○		25	渡邊弘義	
○		26	渡邊正一	
○		27	梅田隆夫	
○		28	小西正春	
○		29	上村喜久雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		山本健一	
○		穴沢優子	
○		高橋智也	

平成28年度 第4回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

平成28年7月25日

日程	議案番号	付 議 事 件
		開会宣言 13 時 30 分
1		報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について <u>27 番 梅田 隆夫 委員</u> <u>2 番 目黒 隆弥 委員</u>
3	報告第1号 報告第2号 報告第3号 報告第4号	農地貸借の合意解約について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出（2年未満の転用）について 許可不要転用届出について
4	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号	農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 農用法の適応を受けない事実確認の決定について 農用地利用集積計画意見決定について
5		その他
		閉会宣言 15 時 20 分

平成28年度第4回魚沼市農業委員会総会議事録

平成28年度第4回魚沼市農業委員会総会は、平成28年7月25日魚沼市広神庁舎3階会議室に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（高橋主任）

それでは、時間になりましたので、総会に先立ちまして本日の出席者数をご報告いたします。委員定数27名のうち欠席の届出のあった方、議席番号1番中澤正規委員、議席番号6番横山史子委員、議席番号20番星野貞樹委員の3名です。出席者数24名で、魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただいまから平成28年度第4回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに、上村会長から挨拶をいただきます。

（時刻は13時30分）

上村会長
（挨拶）

会 務 報 告

議 長（上村会長）

それでは、日程第1報告事項「会務報告」を議題とします。

事務局（山本事務局長）

配布資料の確認

主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）

続きまして、部会報告をお願いいたします。

農政部会長（田中正雄委員）

農政部会を先般実施させていただきました。この中でかねてより検討を進めてまいりました県外研修が10月27、28日ということで日程は決まりました。なおかつ行き先ですが、山形方面というかたちで方向付けされましたので、ぜひ皆さん全員の参加を希望したいと思います。今から日程のほう都合をつけてお願いしたいと思います。以上です。

農地部会長（森山武郎委員）

この前農地部会をしたんですけども、今皆さんでやっています農地パトロール終了後に部会で巡回または農地パトロールを計画しておりますので、よろしくお願

します。

広報部会長（葦澤芳子委員）

8月10日に農業委員会だよりが間に合うように7月15日に部会を開きまして、また今日最終原稿をチェックいたしました。皆様のご協力ありがとうございました。

議長（上村会長）

それでは、ただいま報告事項ということでそれぞれありました。そのほか皆様方、ご質問等ありましたらお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、またその他のときにいろいろとありましたらお願いいたします。

議事録署名委員の指名について

議長（上村会長）

続きまして、日程第2「議事録署名委員の指名」について、会議規則第14条に掲げてありますので指名させていただきますが、議長に一任いただけますか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議席番号27番梅田隆夫委員及び議席番号2番目黒隆弥委員の両名を指名いたします。

農地貸借の合意解約について

議長（上村会長）

それでは、日程第3報告第1号「農地貸借の合意解約」について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（穴沢主任）

議案書の3ページをお願いします。

日程第3報告第1号「農地貸借の合意解約」について、今月は3件の届出がありました。詳細については事前配布のとおりです。以上です。

議長（上村会長）

報告第1号について、事務局の説明のとおり事前配布ということで、目を通していただけたかと思えます。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、お諮りいたします。報告第1号「農地貸借の合意解約」

については、届出のとおり承認することによろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢主任）

議案書の4ページをお願いします。

日程第3報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、今月は13件受理し、受理通知書を送付いたしました。既に賃借権の設定、認定農業者等へ貸し付けされている農地があります。相続人は県外の方もおいでですが、魚沼市にお住まいの方が耕作しておりますので、今後も継続して耕作されていくものと思います。以上です。

議長（上村会長）

報告第2号について、事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方はご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、お諮りいたします。報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」については、届出のとおり承認することによろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書5ページをお願いします。

日程第3報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」について、今月は4件の届出がありました。

整理番号1 申請人 *****

申請地 **** * 畑 38 m²
転用目的 農機具格納庫

整理番号2 申請人 **** *
申請地 **** *の一部 田 60 m²
転用目的 農作業所

整理番号3 申請人 **** *
申請地 **** * 田 65 m²
転用目的 農作業所

整理番号4 申請人 **** *
申請地 **** * 田 187 m²
転用目的 農機具格納庫

議長（上村会長）

報告第3号について事務局の説明が終わりました。質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、お諮りいたします。報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」について、整理番号1番から4番まで届出のとおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

許可不要転用届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第4号「許可不要転用届出」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書6ページをお願いします。

日程第3報告第4号「許可不要転用届出」について、今月は1件の届出がありました。

整理番号1 申請人 **** *
申請地 **** * 畑 211 m²
新地目 道路敷地
転用事由 農地利用増進の為、昭和20年頃より農業用道路として利用している。

申請地は**** *地内の農地です。昭和20年頃より農地利用増進の為、農業用道路として利用しているところであり、このたび届出があった

ものです。農地法施行規則第 29 条により、自らの耕作に供する他の農地の利用の増進のために転用する場合については転用許可は不要であり、このたび届出があったものです。以上です。

議 長（上村会長）

報告第 4 号について、事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

田中正雄委員

こういった農業用道路として使用する場合はどうなるんですか。

事務局（高橋主任）

あくまで所有者ご本人さんの所有です。

田中正雄委員

道路でも変わらないと。分かりました。

小島結治委員

そうした場合、公用の道路というふうな見方でいいんですか。そうした場合、将来的にこの道は赤道というふうな解釈になると思うんですが。

事務局（高橋主任）

今現在については、ご本人さんが農業用にとということで届出がありますので、ご本人さんの所有の道路ということです。

小島結治委員

今のところは分かりました。将来的には。

事務局（高橋主任）

将来的にはそのご本人さんがどうするかによって変わってくるのではないかなと思うんですが。

事務局（山本事務局長）

今、事務局のほうからの道路というような話でありましたが、あくまでも道路敷地で、いわゆる私道的な発想ですので、将来的には公衆用道路となるのという話の中では、当然今度は農道だとか私道等でそこが本当に必要であるとすれば、寄付採納なり売買なりで、市なりが取得をして公衆用道路としての格好です。ですので、今後どうなるかという問題はあくまでも市の契約という考えであります。

小島結治委員

そういう部分では将来的にはという部分で、地域なりまた市なりいろいろなその利用効率は違うと思うわけですが、その辺の将来的な話という部分はなされているんですか。

議 長（上村会長）

いわゆる現状、自分の利用、土地の利便性のための道路ということで利用するか

ら、将来地域にその話が出てくればそれはそういう可能性もあるし、ということですよ。だから将来どうだということは位置づけた中での約束ということではない、とりあえずは自分の所有地、私用道路ですよという申請だと思いますが。地域から要望が上がってくれば本人と協議してそっちへ進むということだから、それがほかの人がいないという道路である可能性もありますので、そこの先の見通しというのは、おそらくこの時点での将来の見通しまでは立てていないということが言える現状ということですよ。

事務局（山本事務局長）

あくまでも農地を活用するために、その農地にいわゆる私道のスペースを設けてやっているというふうなことで解釈をお願いしたいと思います。

議長（上村会長）

あくまでも所有地の利便性のための道路を引かざるを得ないという事情があることの中で一つ理解をいただきたいと思います。

議長（上村会長）

そのほかどうでしょうか。

（特になし）

それでは、特になしですので、この件につきましては報告第4号「許可不要転用届出」ということですが、届出のとおり許可不要ということでの承認ということによろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

農地法第3条の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢主任）

議案書の7ページをお願いします。

日程第4議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について、今月は贈与による所有権移転1件、売買によるもの7件、使用貸借権の設定1件、合計9件です。

整理番号1	申請地	*****	田	865 m ²
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	権利種別	所有権移転	贈与	

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。申請地は譲受人の自宅の近くにあり、譲渡人は県外に居住しており、耕作することが困難なため、贈与の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有し

ており、経験年数も十分あるため、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号2 申請地 **** 田 409 m²

譲渡人 ****

譲受人 ****

権利種別 所有権移転 売買 全体で****円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は高齢で、耕作することが困難なことから、売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数も十分あるため、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号3 申請地 **** 畑 108 m²

譲渡人 ****

譲受人 ****

権利種別 所有権移転 売買 全体で****円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。申請地と隣接する畑は譲受人の所有する農地であり、耕作するために便利なことから、売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数も十分あるため、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号4 申請地 **** 田ほか1筆 合計 624 m²

譲渡人 ****

譲受人 ****

権利種別 所有権移転 売買 全体で****円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。申請地は譲受人の自宅に近く、耕作に便利なことから売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械も所有しており、経験年数も十分あるため、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号5 申請地 **** 田ほか2筆 合計 336.48 m²

譲渡人 ****

譲受人 ****

権利種別 所有権移転 売買 全体で****円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人が耕作できないため、売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しておりませんが、作業委託等により、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号6 申請地 **** 田ほか1筆 合計 1,007 m²

譲渡人 ****

譲受人 ****

権利種別 所有権移転 売買 全体で****円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。農業経営基盤強化法により譲受人と賃借権を設定していたところですが、譲渡人が耕作できない

ため、売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械も所有しており、経験年数も十分あるため、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号7 申請地 **** * 畑 219 m²
譲渡人 **** *
譲受人 **** *
権利種別 所有権移転 売買 全体で**** *円

申請理由は、経営の効率化を図るためです。申請地に隣接する農地は譲受人の所有する農地であり、譲渡人が耕作できないため、売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数も十分あるため、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号8 申請地 **** * 田ほか4筆 合計647 m²
譲渡人 **** *
譲受人 **** *
権利種別 所有権移転 売買 全体で**** *円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は県外に居住しており、耕作することが困難なため売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しておりませんが、作業委託等により今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号9 申請地 **** * 畑ほか2筆 合計1,383 m²
譲渡人 **** *
譲受人 **** *
権利種別 使用貸借権設定 5年間

申請理由は、譲渡人が市外に居住しているため耕作困難等により、**** *がソバ等を作付けするため、申請があったものです。

なお、**** *への貸し付けということで、一般法人への貸し付けとなりますので、解除条件付きの貸借契約となっております。

整理番号1番から8番までは、議案書に掲載のあるとおり農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

また、整理番号9番につきましては、議案書に記載のあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しておらず、農地法第3条第3項各号にある解除条件などが設定されておりますので、こちらも許可要件の全てを満たすと考えます。以上で一旦説明を終わらせていただきます。

議長（上村会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、地区担当委員の調査・補足説明ありましたらお願いいたします。

小岩 勇委員

整理番号1番ですが、事務局の説明のとおりなんですが、なかなか忙しい方で、昨日やっと現地の確認だけはできました。全く問題ないと思います。

小島結治委員

整理番号2番ですが、現地を確認いたしました。事務局の説明のとおりでございます。

森山武郎委員

整理番号3番ですが、この前、*****さんのほうから電話をいただいて、現場確認をしました。事務局の説明のとおりです。別に問題はありません。

梅田隆夫委員

整理番号4番ですが、現地の確認をしておりますし、隣接しているので引き続き耕作するものと思います。

櫻井信夫委員

整理番号5番ですが、事務局の説明のとおり、私も現地を確認したんですが、今年には耕作をされていません。しかし、譲受人は来年以降委託というかたちで耕作するというので問題はないと思います。以上です。

小幡悦男委員

整理番号6番ですが、電話をいれて譲受人の*****と現地確認をいたしまして、長年借りていたところですので、別に問題はありません。

小岩 勇委員

整理番号7番ですが、これも昨日やっと現地を確認しまして、今までの耕作したところと地続きでありますので、作付けされておりました。問題はないと思います。

目黒隆弥委員

整理番号8番ですが、3ページの合意解約の関係になりますので、今まで仮契約だったわけですがけれども、要するにそれを今度は完全に売買にしたということで23日に現地確認と奥さんに確認をとりました。他は事務局の説明のとおりです。以上です。

高橋日出子委員

整理番号9番ですが、*****のほうにも行ってきましたし、また現地も確認をしてまいりました。現地は、もう既にソバということで耕作をしてありました。事務局の説明のとおりでございます。

議 長（上村会長）

以上、事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になしですので、採決に入ります。採決は権利の種別ごとに行います。

最初に、所有権移転贈与に関する整理番号1番について、申請のとおり許可することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続きまして、所有権移転売買に関する整理番号2番から8番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、使用貸借権設定に関する整理番号9番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」については、整理番号1番から9番まで申請どおり許可することといたします。

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する 意見について

議 長（上村会長）

続いて、日程第4議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の9ページをお願いします。

議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、今月の申請は1件です。

整理番号1	申請地	*****	畑	174 m ²
	農地区分	第二種農地		
	申請人	*****		
	申請概要	住宅1棟2階建（既存）		
	転用目的	一般住宅建築用敷地		
	判断理由	申請地は中山間地に位置する小規模で生産性の低い農地であるため。		

申請地は*****地内の農地です。申請地は手続き未了のまま、昭和60年頃より住宅敷地の一部として、現在まで宅地として利用しています。始末書が提出され、追認の案件となっております。以上です。

議 長（上村会長）

議案第2号について、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明ありましたらお願いいたします。

小幡悦男委員

整理番号1番ですが、先日*****さんから説明を受けまして、今うちの改築中ということで、いろいろあれした結果、農協より指摘があったので、いろいろ調べた結果こういう事態になったので、よろしくということです。

議 長（上村会長）

事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

では、特にないようですので、採決に入ります。議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、整理番号1番については、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、許可相当の意見を付して県に進達することといたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する 意見について

議長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の10ページをお願いします。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、今月の申請は4件です。

整理番号1	申請地	*****	田	39 m ²
	農地区分	第二種農地		
	権利種別	所有権移転	売買	*****円
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	申請概要	駐車場敷地	(2台)	
	転用目的	駐車場の建設		
	判断理由	申請地は中山間地に位置する小規模で生産性の低い農地であるため。		

申請地は*****地内、県道*****線沿いの農地です。従業員の増加に伴い駐車スペースを探していたところ、譲渡人と話がまとまり、このたび申請があったものであります。

整理番号2	申請地	*****	田ほか1筆	合計 738 m ²
	農地区分	第三種農地		
	権利種別	所有権移転	売買	*****円
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	申請概要	共同住宅2棟	(8世帯) 及び貸事務所1棟	
	転用目的	共同住宅及び貸事務所建築敷地		
	判断理由	申請地周辺には水道管・下水道管が埋設されている	14mの道路があり、申請地の500m以内に*****と*****があるため。	

申請地は*****地内、主要地方道*****線沿いの農地です。需

要に伴い共同住宅2棟及び貸事務所建築について、このたび申請があったものです。

整理番号3 申請地 **** 田ほか1筆 5,907㎡
農地区分 農用地
権利種別 賃借権設定 年間****円
貸付人 ****
借受人 ****
申請概要 砂利採取（一時転用）
工事期間 平成28年10月1日から平成30年3月31日まで
転用目的 砂利採取
判断理由 申請地砂利採取のための一時的な利用に供するための
ものであり、当該利用の目的達成をするうえで当該農
地を供することが必要であるため。

申請地は****地内の****近くの農地です。受人は建設業者
であり、砂利採取のため地主と話がまとまり、申請があったものです。
なお、砂利採取のための転用であるため、一時転用となっております。

整理番号4 申請地 **** 畑 25㎡
農地区分 第三種農地
権利種別 所有権移転 贈与
譲渡人 ****
譲受人 ****
申請概要 駐車場敷地（軽自動車1台）
転用目的 一般住宅駐車場敷地
判断理由 申請地の300m以内にJR只見線の****駅があるため。

申請地は****地内、国道****号線沿いの農地です。自家用
駐車スペースを探していたところ、譲渡人と話がまとまり、このたび申請
があったものです。以上です。

議長（上村会長）

議案第3号について事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明
をお願いいたします。

田中正雄委員

整理番号1番ですが、こちらは先ほど見ていただきました地図をご覧のように、
裏がすぐJR上越線の敷地になっておりまして、急斜面になっておりまして、ほと
んど農地としての土地利用というのは厳しいところであります。そういった面で、
先ほど事務局の説明のあったとおりです。問題ないと思います。

櫻井信夫委員

整理番号2番ですが、これは申請代理人の行政書士を立会いとして現地を確認し
ましたが、事務局の説明のとおり問題ありません。以上です。

梅田隆夫委員

整理番号3番ですが、これも一時転用ということで砂利採取のためですので、今

までも実績があつて覆土しておりますので、問題なかろうと思っております。以上です。

小西正春委員

整理番号4番ですが、18日に本人から電話がありまして、現場を見てきました。*****さんより、ここはあとどうしようもない土地でございますので、なんら問題はないと思います。以上です。

議長（上村会長）

それでは、事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。採決は整理番号の順番に行います。始めに、整理番号1番について、申請どおり許可することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号2番について、申請どおり許可することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号3番について、申請どおり許可することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号4番について、申請どおり許可することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」については、整理番号1番から4番まで許可相当の意見を付して県に進達することといたします。

農地法の適用を受けない事実確認の決定について

議長（上村会長）

日程第4議案第4号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書11ページをお願いいたします。

議案第4号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」について、今月の申請は8件です。

整理番号1	申請地	***** 畑 86 m ²
	新地目	山林
	申請者	*****
	非農地の原因	昭和 50 年頃より耕作をしていないため山林化しており、農地として復元することが困難なため。
整理番号2	申請地	***** 畑 240 m ²
	新地目	山林
	申請者	*****
	非農地の原因	昭和初期頃より耕作をしていないため山林化しており、農地として復元することが困難なため。
整理番号3	申請地	***** 畑 265 m ²
	新地目	原野
	申請者	*****
	非農地の原因	平成5年頃より耕作をしていないため原野化しており、農地として復元することが困難なため。
整理番号4	申請地	***** 畑 78 m ²
	新地目	山林
	申請者	*****
	非農地の原因	昭和 60 年頃より耕作をしていないため山林化しており、農地として復元することが困難なため。
整理番号5	申請地	***** 畑ほか1筆 合計 373 m ²
	新地目	原野
	申請者	*****
	非農地の原因	昭和 40 年頃より耕作をしていないため原野化しており、農地として復元することが困難なため。
整理番号6	申請地	***** 畑 277 m ²
	新地目	原野
	申請者	*****
	非農地の原因	昭和 40 年頃より耕作をしていないため原野化して

おり、農地として復元することが困難なため。

整理番号 7	申請地	*****	田ほか 3 筆	合計 4,758 m ²
	新地目	原野		
	申請者	*****		
	非農地の原因	約 30 年前に背後の山が崩壊し連絡通路が分断され耕作ができなくなった。以後原野化しており、農地として復元することが困難なため。		
整理番号 8	申請地	*****	畑	94 m ²
	新地目	原野		
	申請者	*****		
	非農地の原因	昭和初期頃より耕作をしていないため原野化しており、農地として復元することが困難なため。		

議長（上村会長）

議案第 4 号について事務局の説明が終わりました。内容について、質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。議案第 4 号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」について、整理番号 1 番から 8 番まで申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、許可することといたします。

農用地利用集積計画の意見決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第 4 議案第 5 号「農用地利用集積計画の意見決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢主任）

議案書の 13 ページをお願いします。

日程第 4 議案第 5 号「農用地利用集積計画の意見決定」について説明をさせていただきます。これは、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画の意見決定を求めるものです。

利用権（設定）	件数	23 件
	筆数	96 筆
	面積	103,446.05 m ²

なお、詳細につきましては、事前配布のとおりです。

続きまして所有権移転ですが、議案書の 21 ページをお願いします。

今月は売買が1件となっております。

整理番号1	所有権を移転する農用地	*****	田ほか3筆
		合計	4,537 m ²
	所有権を移転する者	*****	
	所有権の移転を受ける者	*****	
	売却価格	全体で	*****円

この案件については、所有権の移転を受ける者は認定農業者であり、移転を受けることができるものとなっております。

以上、利用権設定並びに所有権移転につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を全て満たしていると考えます。以上です。

議長（上村会長）

では、ただいま議案第5号について事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特にないようですので、採決に入ります。議案第5号「農用地利用集積計画の意見決定」については、計画のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

その他

事務局（山本事務局長）

- ・ 7/22に行われた農業委員法改正に伴う検討委員会の報告、および配布資料（スケジュール、定数条例原案などの提案内容）の詳細説明
- ・ 上記内容に関する質疑応答、提案内容の承認

議長（上村会長）

以上、本日の報告並びに議案各事項については全て審議していただきました。大変ありがとうございました。

（時刻は15時20分）

上記会議の内容は、平成28年度第4回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

平成 年 月 日

魚沼市農業委員会

議席番号 番

議席番号 番
